

## 第180回国会

### 厚生労働委員会・会議録 平成 24年 4月 17日

4月17日(火)朝

厚生労働委員会での小宮山洋子大臣等への質問です。

内容は、

1. 公的年金の必要性
2. 新年金制度導入の理由
3. 国民年金の問題点、生活保護との比較
4. スウェーデン年金改革の事例、政権交代後も持続可能な制度です

衆議院TV動画

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

右のカレンダーから

「2012年4月17日」→「厚生労働委員会」で

「白石洋一」と書かれた部分をクリックして頂ければ見られます。

.....

○池田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白石洋一君。

○白石委員 おはようございます。民主党の白石洋一でございます。

きょうは、新しい年金について考えてまいりたいと思います。

年金を新しくする際に、やはり大きな絵姿から考えていく、目標そして定義というのをいま一度明らかにして、そこから敷衍していく、演繹していく、もし迷ったらそこに立ち戻る、こういうことが大事ではないかなというふうに思うわけであります。

そこで、大臣にお伺いします。

そもそも公的年金というのはなぜ必要なんですか。お願いします。

○小宮山国務大臣 おはようございます。よろしく願いいたします。

もう白石委員は十分御承知だと思いますけれども、今、家庭の状況ですとか社会経済の状況とかがいろいろ変わっている中で、私的にやっただけではとても高齢期の生活が安定をすることはできない。そういう中で、一人一人の力で備えることも必要ですが、世代を超えて支え合うという形で高齢期の生活が安定できるようになる、そのためにやはり年金制度はその時代に合わ

せた形で必要なのだというふうに考えます。

○白石委員 ありがとうございます。

貯金したらいいんじゃないか、そういう考え方もあるわけでありましてけれども、長生きリスクに備えさせると強制的に保険料を積み立てさせる、いわば政府のおせっかいですね、個人の生活にある程度介入し、立ち入って、そして老後を最低限の健康的な、文化的な生活ができるようにするということじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

そこで、お手元にお配りした資料でありますけれども、この一枚目のところに、年金の目的、仮置きですけれども、書いてみました。新しい年金というのは、勤労所得を、働けなくなったときに、最低保障金額以上で、相当割合代替するものであるということでありまして。

これをもう少し分解すると上の表であります。横軸は時間、現役時代から退職時代、引退時代であります。そして縦の軸は所得の種類、上のところは勤労所得、汗水垂らして、額に汗して働く、これは、いずれは体の都合で働けなくなる、それに対して代替するのが年金であるということでありまして。一方、それ以外のカバーされない部分、不労所得であります、例えば不動産賃貸であるとか金融資産からの利子、あるいは株式からの配当あるいはその売却益、こういったものはカバーされない。なぜならば、一生涯、ずっとここからキャッシュフローが生まれてくるからということになると思うんです。

ここを確認したら、必然的にどういうことかということ、所得テスト、年金テストというところがありますけれども、所得テストではなく年金テスト、つまり、現役時代に働いていた所得を代替するのが年金であるということ、必然的に導き出されるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

そうすると、では資産家の家に生まれたぼんぼんはどうなんだ、こういった話がありますけれども、それはカバーされない。不労所得については、最後は所得税そして相続税で社会に還元してもらう、こういうことではないかなというふうに思うんです。

それで、次にお伺いするのは、今でも公的年金制度はあるわけでありましてけれども、今なぜ新しい年金制度を導入しようということでしょうか。この点についても答弁をお願いします。

○小宮山国務大臣 特にこれは与野党を超えた認識だと思っておりますけれども、国民年金が、制度がもうもたなくなっている。特に、国民年金は、資産もある自営業の方が主体ということだったのが、今自営業の方は三割しかいらっやらない。非常に低賃金の非正規の方が四割、そして無職の方が三割ということで、そういう中で、この制度ではもたないと考える若い人たちが、特に今半数以上が保険料を納めていない。

ここのところを何とかしないと無年金、低年金を解消できないということで、特にこれから年金に加わろうとしている若い人たちにとって持続可能だと信頼してもらえるような年金制度にするためには、新しく作りかえる必要があるのではないかな。そういう形で、新しい年金制度をそもそも民主党の中では考えたというふうに承知をしています。

○白石委員 ありがとうございます。

国民年金について非常に問題意識があるということでございます。私もそう思うわけであります。

国民年金というのは、もともと自営業のための年金でありましたが、今満額で六万六千円。しかしながら、基礎年金と言いかえてもいいと思いますけれども、基礎年金のみを受給している方々の平均が五万円を切っている。そんな中で、一号もあり三号もありですから、一号だったらもっと低いんじゃないかな。一号を中心に、勤労世代を終えた方々の国民年金、基礎年金のみを受給している方々というのは月額五万円以下。

そんな中で、まず、特例水準の解消ということが控えております。ことしの十月から、そして来年四月、再来年四月、それぞれ〇・九%、〇・八、〇・八と、過去の物価スライドの引き下げを先送りしてきた部分を解消する。さらに、二〇〇九年の財政検証のときには、二十六年間、マクロ経済スライドで〇・九%ずつ水準を引き下げる。こうなったらどういうことになるのかということであります。

そうすると、それでなくても低い基礎年金のみを受給している方々、そこから〇・九%を二十六年間、二割強また引き下げられるということであります。フルでもらっている今の六万六千円、特例水準解消後六万四千円、そこから〇・九%を二十六年間、五万数千円レベルになってしまう。

しかも、国民年金を受給している方々は非常に状況が悪い。払いたくても払えなかった方々、あるいは、安易に考えていて、納めていなかった方々もおられるんでしょう。しかし、長生きする、それは喜ばしいことですが、そのときの生活はどうなるかということであります。

基礎年金というのは、基礎的な消費支出を賄うということが期待されております。では、本当に賄われているのかということなんですけれども、私は、その物差しは、高齢者の単身世帯を見るべきだと思うんです。

高齢者の単身世帯がこれから急速にふえていくことが予想されております。今時点で一般世帯は五千万世帯ある。二〇三〇年も同じぐらいであります。これはちょっと手元の資料にはつけていないんですけれども、二〇三〇年にも五千万世帯であります。

しかし、その構成であります。単身高齢者の世帯というのは現在四百六十六万世帯、九%であります。それが二〇三〇年には七百七十七万世帯、一五%。一・五倍に伸びるということですね。この方々がしっかりと生活できるようにしていく、このことを考えてあげなければいけないんじゃないかなと思うわけであります。

特に、この中でも東京都心にお住まいの方、都会の方々、生活費、高いです。そして、住居費も高い。若いときに持ち家を持たなかった、持てなかった、こういった方々がどうするのかということをやはり考えていかなければならないというふうに思うんですね。

それで、基礎的な生活、最低限の生活といえば、生活保護が一つの制度としてあるわけであり、その生活保護の制度で、今どういう状況になっているのかということなんですけれども、先ほど申し上げました、単身の高齢者世帯の生活扶助水準というのは全国平均で七万五千元であります。それが東京都心、大都市になると八万円あります。そして、生活保護を受けていらっしゃる方はほとんど持ち家をお持ちでない。九五%が借家住まいでありますから、ほとんど住宅扶助を受けなければならない。その方々、全国平均で住宅扶助三万円、都心では五万円あります。ですから、全国平均でいえば最低限の生活というのを賄うために十万五千元、都心では十三万円、これぐらいは必要だということになっているわけであります。

そんな中で、今の国民年金はフルで六万六千元、でも平均は低い。さらにこれから下がっていく見込みがあって、さらに私が心配しているのは、年金が下がった、下がったとよく言われるんです。その下がった理由をよく聞いてみると、天引きされている介護保険料、これがじわりじわりと上がっていつているわけですね。

今、これは市町村によって違うんですけれども、基準保険料というのは今年度から月額五千元になりました。加えて、後期高齢者医療制度の保険料、これも払わなければなりません。これも月額五千元程度であります。

それが、二〇一五年、つまり、団塊の世代の方々がほとんど六十五歳以上になった。六十五歳以上になるというのは、要介護の方々が二十五人に一人になる、医療費も、平均が、それまでは年額十五万円だったのが年額五十万円に上がるということでもあります。そのときに、月額、それぞれ、介護保険料、そして後期高齢者医療保険料、六千円ずつになっていきます。

さらに、二〇二五年、つまり、それらの団塊の世代の方々が七十五歳を超えていったとき、そのときには七十五歳以上というのは要介護というのが四人に一人。そして、医療費一人当たり年間八十万円を超えるわけです。そのときには、介護保険料は月額八千元、そして医療保険料、後期高齢者医療保険料というのは七千円になるということでもあります。

もちろん、低所得者向け、世帯の全ての構成員が非課税である方々には特に軽減措置というのはあるわけありますけれども、でも、基準がじわりじわりと上がっていつて、それらは天引きされる。本当にやっつけられるのかということなんです。

では、このところで、大臣、もし何か御感想があればちょっと。

○小宮山国務大臣 どの部分をお答えしていいかということなんですけれども、先ほど言われた最低保障年金という考え方のもとには、今いろいろる御説明なされたような状況の中でも、高齢期になって少なくともこれだけの受給ができるという、そのことが人生の生活設計の上で必要だという考え方かというふうに思います。

それから、生活保護については、やはり必要性に応じてやってきた結果が今の形になっているんですが、今、厚労省の中でも、特に低所得の方への対応ということで、今回も税制の関係で、簡易な給付措置とかいろいろ考えていますし、給付つき税額控除ということも考えていますが、厚

労省としては、総合合算制度などを考える中で、一つは、やはり、最低保障機能をきちんとつけるということであれば、生活保護、これは仕組みは違うわけですが、仕組みが違うから整合性がなくていいということではないので、生活保護も含めた、これからの超高齢社会になっていく中で、横断的に、少なくとも国民の皆さんに納得していただけることを考えなきゃいけないということで、そうしたこともこれから検討していきたいというふうに思っていますので、ぜひ、党の方でもそういう御検討もいただければと思います。

○白石委員 ありがとうございます。

生活保護との整合性、つまり、最低限の生活を賄うにはどうすればいいか。生活保護との連動性、整合性、これは、二〇一〇年六月の「新たな年金制度の基本的な考え方について」も、生活保護との整合性を留意していくというふうにとっております。

ですから、新しい年金の、最低保障年金の水準を決める、そして、その水準がその後どう動くかというところについても、これは公助の部分ですから、保険方式とはいえ、ここは全額税方式で公助の部分ですから、やはり、生活保護との連動性、整合性、リンクというものを考えていただきたいな、このように思うわけであります。

今本当に、国民の皆さんに消費税の負担をお願いしようかというときに、不公平というところに非常に敏感であります。厳しい見方で見ております。

一つは、保険料を払うべきなのに払っていない、あるいは税金もそうです、そういったところをしっかりと、きっちりと取っていくということ。そして、官民格差のところについても厳しい。そして三つ目は、生活保護と年金受給者との不公平感、この辺もしっかりと解消していくことが必要なんじゃないかなと思います。

それで、時間の都合もありますので、お手元の資料で、スウェーデンの年金改革について、これを私御説明して、その日本に対する示唆というのを考えてみたいと思うわけであります。

最後のページであります。

スウェーデン、まず、年金は何とかせねばならぬという問題意識はあった。しかし、それはずっと積年の課題であったわけであります。

三十年間、社民党というところが政権党であったんですけども、一九九一年、総選挙があって、政権交代が起こったということであります。

その直後、このときは与野党全七党の代表で年金ワーキンググループというのをつくった。与党は保守中道政党ですけども、野党の方も入って、合意形成のプロセスのルールとしては、利害関係者はメンバーに入れないで、議員だけでグループを構成し、そして、議論はクローズドでやる。そして、合意後、一カ月とかそれぐらいたったらオープンにしていくということを合意した。

そして、もう一つは、この合意事項については選挙の争点にしないということも合意して、そして議論を詰めていって、過程で二党は離脱して五党になったんですけれども、九四年ですね、その五党合意をもとに政府案をつくってガイドラインにして、それを国会において決定した。そして、九四年、施行グループというのを、発展的な解消をして設置した。

その後、九四年に総選挙を行って、そのときに、先ほど申したように、年金については選挙の争点にしなかったということでもあります。争点にせずして総選挙を行ったら、また政権交代が起こったということでもあります。

しかしながら、劇的なのは、政権を奪還した社民党においても、五党合意、戦略的ガイドライン、この方針をもとに最終合意をし、九八年に法案を可決、そして九九年に施行、そして、二〇〇三年から給付が開始されたということでもあります。

年金というのは、非常に長い期間を置いて変えていく。既存の制度だと非常に利害関係があつて難しい、だから新しい制度だ。でも、その新しい制度をつくっても、つくった人は世の中にいないかもしれない。でも、日本、高齢者の数がピークを迎えるのは三十年後、そして高齢者の比率が四〇%を超えてピークを迎えるのが二〇七〇年、これを我々はどうするかということと与野党で考える必要があると思うんです。

この点、大臣、感想をお願いします。

○小宮山国務大臣 スウェーデンで、やはり政権交代をしても年金制度は持続可能でなければいけないので、超党派でテーブルをつくって合意をし、政権がかわってもそういう形で改革を進めたということは、本当に示唆に富むと思いますし、日本でもぜひそういう形になっていくように願っています。

このことについては、もう亡くなりました今井澄議員、当時自民党では、今はいらっしゃいませんが津島議員など、超党派で、関係した議員をお呼びして勉強会をして、私も参加したことがございますが、本当にこれは学ぶべき点が多いと思いますので、今回もぜひ、どのように年金制度をつくっていくかについては、与野党でそれぞれ考えを持ち寄って、政権交代をしても、その新しい考え方に基づいて持続可能なものをつくっていく、そういう形になっていくように願っています。

○白石委員 これにて質問を終わります。ありがとうございました。

以上